

福井地方最低賃金審議会 第4回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年8月2日(金) 10:00~12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎1階 第1共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 3名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)

4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

労働者代表委員からは、

- ・ 県内の労働者の生計費は時間額1,070円相当必要との認識であるが、現状の使用者の賃金支払い能力を考慮すると、これを単年度で達成することは困難であり、2年間で達成したいと考えている。
- ・ 目安額は、特に生計費を重視しており、最低賃金法で定める3要素のうち、本年も労働者の生計費を最も重視して、必要経費をクリアしていきたい。
- ・ 福井県は、大手求人サイトの調べによれば、仕事を探す際に検索した時給と最低賃金の差が全国で最も大きく、「福井県は最低賃金に比べて物価が相対的に高いことが影響している」と分析されている。物価水準は全国12番目に高く、最低賃金は25番目であり、物価上昇や生活費の実情をより考慮する必要がある。
- ・ 改正額は、福井県最低賃金の引上げ額を69円とし、時間額1,000円に到達するよう、引き続き求める。

旨の発言があった。

使用者代表委員からは、

- ・ 労働者代表が、福井県最低賃金を69円の引上げを求めることについては、引上げ率が7.4%に及び、客観的データに基づいたものとは言い難い。

- ・ 募集金額を1,300円としている企業の例について話したが、同企業では1,300円で直接雇用せず、それよりも高い経費となる派遣労働者を採用している。募集金額を高くすることによって、既存社員の賃金も上げざるを得なくなる悩ましい問題がある。価格転嫁が2～3割しかできていない中で、既存の社員の賃金を上げるということは、給与体系的な問題と支払い能力の面から難しい面があることを認識してほしい。
- ・ 改正額としては、福井県最低賃金の引上げ額を30円とするよう、引き続き、求める。
旨の発言があった。

公益代表委員からは、

- ・ 公益の考え方として、目安は重視するという共通認識の下、物価の変動率の推移、従業者一人当たりの付加価値額等の推移、影響率の推移を勘案して決定していきたい旨を説明し、各側で歩み寄れるか、次回までの検討を求めた。
旨の発言があり、閉会。

議題（2）について

特になし。